

《別表2－1》

《 利用料について 》 令和8年4月改正

☆通所介護事業☆

基本サービス費（下表は1割負担の場合であり、2～3割負担の場合は乗じた額）

（日額）

区分状態	3時間以上～ 4時間未満	4時間以上～ 5時間未満	5時間以上～ 6時間未満	6時間以上～ 7時間未満	7時間以上～ 8時間未満	※基準の サービス提 供時間は 9:00～16:10 であり、 7時間以上 ～8時間未 満が適用さ れる
要介護1	370	388	570	584	658	
要介護2	423	444	673	689	777	
要介護3	479	502	777	796	900	
要介護4	533	560	880	901	1,023	
要介護5	588	617	984	1,008	1,148	

各種加算（加算の可否は、対象者等によって異なります。）

（★は月額、他は日額）

加算項目	基本単位	
入浴介助加算（Ⅰ）	40	※サービス提供がされない場合は加算除外
個別機能訓練加算Ⅰイ	56	※サービス提供がされない場合は加算除外
サービス提供体制加算Ⅱ	18	
科学的介護推進体制加算★	40	
ADL維持等加算（Ⅱ）★	60	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に上記までの合計単位数を加えて9.2%を乗じた単位数	

介護保険給付外サービス

食費負担額(1回につき)	昼食(おやつ・お茶代含む)	550円
レクリエーションその他費用	実費(その都度で料金を設定します)	／1回
当日キャンセル料	無料	
通常のサービスに要する期間を超える通所介護サービス		
介護保険給付の支払限度額を超える通所介護サービス		

《別表2—2》

《 利用料について 》 令和7年4月改正

★総合事業（通所介護相当サービス）★

基本サービス費

区分状態	介護サービス費		※合計額には、入浴料が含まれており、入浴されなくても同等の月額料金になります。 ※月途中からのご利用の場合は、日額での介護サービス費計算となります。
要支援1	1,798	(週1回程度)	
要支援2	1,811	(週1回程度)	
	3,621	(週2回程度)	

各種加算

加算項目	基本単位	
サービス提供体制加算Ⅱ★	72(週1回程度)	144(週2回程度)
科学的介護推進体制加算★	40	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に上記までの合計単位数を加えて9.2%を乗じた単位数	

★総合事業（生きがい型デイサービス 通所A）★

基本サービス費

区分状態	介護サービス費	(特定地域加算)	備考
事業対象・ 要支援1・ 更新者	305 /回(月4回まで)	(10)	合計額は入浴料と、食費を含まない金額になっており、利用回数に応じ日額と月額に分けられます。
	1,318 /月(月5回以上)		
要支援2	305 /回(月8回まで)	(10)	
	2,702 /月(月9回以上)		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に上記までの合計単位数を加えて9.2%を乗じた単位数		

* 特定地域加算～対象地域により加算を頂きます。利用回数に応じて、加算の上限回数が決まっております。週1回程度は5回まで、週2回程度は9回までとなります。

介護保険給付外サービス(総合事業共通)

食費負担額(1回につき)	昼食(おやつ・お茶代含む) 550円
入浴料(1回につき)	※生きがい型デイサービス利用の方 500円
レクリエーションその他費用	実費(その都度で料金を設定します) /1回
当日キャンセル料	無料

☆パワリハ運動教室☆弘前市一般介護予防事業におけるパワリハ運動教室(市委託事業)

対象者	65歳以上で弘前市内在住の方 * 介護度に関係なく利用が出来ます。
利用料	無 料 * 希望に応じ、入浴(500円)と食事(550円)の対応は可能です。 * 送迎についてはご相談に応じます。
利用時間	営業時間(8:00～17:00)内の1～2時間程度の実施とし、週一回以内かつ1ヵ月3回以内のご利用となります。
事業内容	パワーリハビリテーションの運営方法に基づく準備体操、ストレッチ、マシントレーニング及び整理体操 等